

労務協会からのお知らせ

今年(平成 19 年度)の年末調整の主な改正点について

●定率減税の廃止

昨年までは所得税額の 10%相当額(最高 12 万 5 千円)の定率減税がありましたが、平成 19 年度の所得税から廃止されました。

●所得税率の改正

平成 19 年分の所得税から、所得税率が、従来の 4 段階から 6 段階に改正されました。

課税所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0 円
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円超 1, 800 万円以下	33%	1,536,000 円
1, 800 万円超	40%	2,796,000 円

●地震保険料控除の創設

損害保険料控除が変更となり、地震保険料控除が創設されました。

これは、本人・同一生計親族の所有する居住用家屋・生活動産に掛けた地震保険料の全額(最高 5 万円)が控除されます。

平成 19 年 10 月 25 日より静岡県最低賃金が 697 円に改定されています

基本給+諸手当(精勤手当・通勤手当・家族手当・残業手当・休日出勤・深夜勤務手当を除く)の 1 時間分の賃金が 697 円を下回っていないかご確認ください。

健康保険「傷病手当金」について

健康保険には、被保険者本人が(労災や通勤災害に該当しない)病気やケガをして働くことが出来ず、そのために給与が支払われなかったときに、一定の「休業補償」をしてくれる制度があります。これが「傷病手当金」です。傷病手当金の制度は国民健康保険にはありません。

●どんな場合に支給されるのか？

傷病手当金が支給されるには、次の 4 つの必要条件すべてに該当する必要があります。

- ①病気・ケガで療養中であること…自宅療養や、健康保険を使わず自費で診療を受けていてもかまいません。この場合は、その間の状況を申告します。ただし、健康保険で診療を受けられない美容整形などでは支給されません。
- ②仕事につけないこと(労務不能)…今までやっていた仕事につけない場合をいいます。今までより軽い仕事についたり、医師の指示で半日出勤し今までと同じ仕事をするような場合は、労務不能とは認められません。
- ③4 日以上仕事を休むこと…療養のため仕事を休んだ日が連続して 3 日間(待期期間)があったうえで、4 日以上休んだ場合に、4 日目から支給が開始されます。
- ④給料をうけられないこと…給料をうけていても傷病手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。

●傷病手当金の額・支給期間について

休業 1 日につき標準報酬日額の 2/3 が、支給開始日から 1 年 6 ヶ月以内で、支給上記 4 つの条件を満たした期間について支給されます。

- ・「支給開始日」とは、例えば 3 日間の待期期間が完成し 4 日目が労務不能で給与が支給されない場合は 4 日目から 1 年 6 ヶ月です。
- ・出勤したものの、再度同じ病気やケガで休むことになった場合は、既に待期期間が完成していますので、さらに待期期間を 3 日間完成させる必要はありませんが、再発した時点から新たに 1 年 6 ヶ月が起算されるのではなく、元の病気の支給開始日から 1 年 6 ヶ月間になります。

●請求方法は？

労務協会にご連絡下さい。ご本人宛に請求書類をお送りいたします。書類に病院の証明、所定欄をご記入の上、労務協会まで郵送してください。社会保険事務所(健保組合)に請求手をいたします。